

鹿沼市指名業者選定要綱

令和7年3月25日

鹿沼市告示第62号

鹿沼市建設工事請負業者選定要綱（昭和60年鹿沼市告示第119号）の全部を次のように改正し、令和7年4月1日以降に行う業者の選定又は事後審査型条件付き一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定から適用する。

（趣旨）

第1条 この告示は、指名競争入札若しくは随意契約における業者の選定又は事後審査型条件付き一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 発注案件の区分は、次のとおりとする。

- (1) 工事 建設工事（工事請負費から支出するものに限る。）であつて、その入札参加資格を有する業者を指名して発注するもの
- (2) 委託等 業務委託、物品購入、賃貸借その他工事以外の全ての発注案件

2 業者の地域区分は、次のとおりとする。

- (1) 市内業者 本市の区域内に主たる営業所を有する業者
- (2) 準市内業者 次に掲げる全ての要件を満たす業者
 - ア 本市の区域内に営業所を有すること。
 - イ アの営業所の代表者に、契約等に関する権限を委任していること。
 - ウ 市内業者に該当しないこと。
- (3) 市外業者 前2号に掲げる業者以外の業者

（指名業者の要件）

第3条 指名業者は、鹿沼市入札参加資格者名簿（随意契約にあつては、小規模工事契約希望者名簿を含む。）に登載されている業者（次項において「有資格者」という。）から選定しなければならない。ただし、鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和60年鹿沼市告示第113号）に基づく指名停止を受け、その期間が満了していない業者を指名することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、発注案件の性質上、指名業者が1者に特定される随意契約においては、有資格者以外の業者を指名することができる。

（業者の指名）

第4条 業者の指名に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無及び経営の状況
- (2) 履行能力及び技術的適正
- (3) 法令等に基づく許認可等の状況
- (4) 履行実績

- (5) 指名及び本市から受注した案件の状況
- (6) 労働福祉及び安全管理の状況
- (7) 地理的条件

(市内業者への優先指名)

第5条 指名業者の選定に当たっては、地元業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、適正な競争原理及び公平性を確保した上で、市内業者を優先するものとする。

- 2 市内業者以外の業者を指名しようとするときは、準市内業者、市外業者の順序で指名するものとする。

(標準指名業者数)

第6条 業者を指名するときは、原則として、次の表に掲げる予定価格に応じ、それぞれ同表に掲げる業者数（以下この条において「標準指名業者数」という。）以上の業者数を指名するものとする。ただし、指名可能な業者数が同表に定める業者数に満たない場合は、指名可能な全ての業者を指名するものとする。

予定価格		業者数
鹿沼市財務規則（昭和39年鹿沼市規則第7号）第76条に定める額以下（少額随意契約）		2者
鹿沼市財務規則第76条に定める額超	200万円未満	3者
	200万円以上	4者
	400万円以上	5者
	600万円以上	6者
	800万円以上	7者
	1,000万円以上	8者
	1,500万円以上	9者
	2,000万円以上	10者

- 2 前項の規定は、リース契約において設計価格を定めるため、リース物件の納入業者を対象として行う見積り合わせにおける業者の指名について準用する。
- 3 市内業者の数が標準指名業者数に満たない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市内業者のみを指名することができる。この場合においては、指名可能な全ての市内業者を指名するものとする。
 - (1) 予定価格が1,000万円以上の委託等の競争入札において、指名可能な市内業者数が5者以上であるとき。
 - (2) 予定価格が1,000万円未満の委託等の競争入札において、指名可能な市内業者数が3者以上であるとき。
 - (3) 予定価格が1,000万円以上のリースにおけるリース物件の納入業者の指名において、指名可能な市内業者数が5者以上であるとき。
 - (4) 予定価格が1,000万円未満のリースにおけるリース物件の納入業者の指名において指

名可能な市内業者数が2者以上であるとき。

(工事の指名基準)

第7条 工事の発注において、建設工事の入札参加資格者名簿に登録されている業者を指名する場合は、次の表に掲げる業種及び予定価格の区分に応じ、それぞれ同表に定める対象者の範囲に該当する業者を指名するものとする。

業 種	予定価格	対象者の範囲				
		格付 (ランク)	地域区分	備 考		
土木一式工事	500万円未満	D	市内業者	予定価格が1億円以上の工事については、特定建設業者に限る。		
	500万円以上 1,200万円未満	C				
	1,200万円以上 2,500万円未満	B				
	2,500万円以上	A				
建築一式工事 (耐震補強工事を除く。)	500万円未満	C				
	500万円以上 3,000万円未満	B				
	3,000万円以上	A				
建築一式工事のうち耐震補強工事	1,500万円未満	A及びB				
	1,500万円以上	A				
舗装工事及び水道施設工事	500万円未満	C				
	500万円以上 1,200万円未満	B				
	1,200万円以上	A				
とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事及び解体工事	500万円未満	B				
	500万円以上	A				
その他	全て	A及びB				

2 前項の規定は、工事の事後審査型条件付き一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定に準用する。

(適用除外)

第8条 発注しようとする案件が、次の各号のいずれかに該当する場合における業者の指名又は事後審査型条件付き一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定については、この告示の規定

を適用しない。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする場合
- (2) 災害を原因とする復旧工事、その故障を放置することで人の生命又は身体を害するおそれの高い設備の修繕その他緊急を要する場合
- (3) その他特別な事情があると認められる場合

(審査等)

第9条 予定価格が500万円以上の建設工事について、事後審査型条件付き一般競争入札に係る入札参加資格要件を定める場合は、あらかじめ鹿沼市入札管理委員会の審査を経なければならない。

2 競争入札における指名業者の選定は、各部が設置する建設工事等請負業者選定委員会の審査を経なければならない。

3 鹿沼市入札管理委員会及び建設工事等請負業者選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。